

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月30日現在

機関番号：11601

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330192

研究課題名（和文） 非行臨床における発達障害・精神障害に関わるリスク・マネージメントの実証的研究

研究課題名（英文） An Evidence-based Study on Risk Management in the Clinical Approach for Juvenile Delinquents with Developmental/Mental Disorders

研究代表者

生島 浩（SHOJIMA HIROSHI）

福島大学・人間発達文化学類・教授

研究者番号：80333996

研究成果の概要（和文）：欧米で効果が実証されている「マルチシステムミックセラピー（MST）」や「機能的家族療法（FFT）」を参照して、発達障害・精神障害に関わる事例に適用した。少年司法制度と福祉、医療との協働について、先進地域である米国やオーストラリアでの実地調査を行った。わが国でのリスク・マネージメント・システム構築のための基礎的な実証研究をもとに、臨床現場で活用できるハンドブックを2013年度中に刊行する。

研究成果の概要（英文）：MST (Multisystemic Treatment) and FFT (Functional Family Therapy), whose effectiveness was verified in Western countries, are applied to the cases of juveniles with developmental/mental disorders. The collaboration between Juvenile Justice System and Social Welfare/Medical System is studied through field researches in the United States and Australia where those collaborative practices are established. A practical handbook which would be useful in clinical settings is planned to be published in the year 2013, based on the evidence-based primary study to build the Risk Management System in Japan.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	4,100,000	1,230,000	5,330,000
2011年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
2012年度	2,800,000	840,000	3,640,000
年度			
年度			
総計	11,300,000	3,390,000	14,690,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：心理学・臨床心理学

キーワード：非行臨床・リスク・マネージメント・発達障害・精神障害・保護観察・家庭裁判所調査官・情状鑑定

1. 研究開始当初の背景

社会支援としての非行臨床は、危機的な状況に置かれている。非行臨床の目的であるリハビリテーション機能は、「少年院帰り」といった社会的烙印を押されていたり、就労に必要なソーシャル・スキルが欠如していたりするなどの社会的障害を的確に受け止め、非

行少年の立ち直りを援助するものである。

一方、非行臨床がリスク・マネージメント機能、すなわち、ソーシャル・セキュリティの役割を社会から担わされていることは明白である。だが、悪い友だちの誘いに乗ったというような「理解しやすい非行」では社会の安全感は損なわれないので、社会からリ

スク・マネージメントを強化するよう求められることはない。しかし、マスコミで大きく報道される重大非行のうち「理解しがたい非行」、特に、非行少年に発達や人格上の大きな偏りがあり、罪の意識が乏しい事案、その典型は発達障害・精神障害に関わる事案である。最近の事例を取り上げても、2006年に奈良県で16歳の男子高校生が自宅に放火し、継母、妹・弟が焼死した事件、そして、2007年に福島県会津若松市で17歳の男子高校生が母親を殺害し、遺体を損壊した事件などの重大事案において、発達障害が精神鑑定において指摘されている。処遇選択にあたる家庭裁判所・少年鑑別所は無論のこと、処遇を担当する少年院、保護観察所、さらには少年刑務所において、発達障害に焦点を当てた有効な非行臨床の展開が喫緊の課題となっている。さらに、この種事案に対する社会のリスク認知は高まり、不安がかきたてられて「社会的排除」の対象となり、その立ち直りを図る社会支援の遂行が、非行臨床にとどまらず、触法問題のリスクを抱える特別支援教育やスクールカウンセリングなどの学校臨床でも一層困難となっているのである。

2. 研究の目的

(1)非行臨床現場の課題に応えるのが、リスク・マネージメント機能の向上であり、科学的根拠に基づく実践としての「実証的に支持された処遇「Empirically Supported Treatment (EST)」の導入である。反社会的行動を示す青少年とその家族に対しては、「マルチシステムセラピー(MST)」が、欧米の実証的研究では高く評価されている。このアプローチは、非行問題を抱える青少年を取り巻く仲間、学校、近隣の人々など多様なシステムに働きかけるものだが、そのエッセンスは家族への介入である。このシステム論に基づく援助組織の協働によるアプローチを、特に社会的リスク認知が高く、支援ニーズの大きい発達障害・精神障害のある非行ケースに適用し、リスク・マネージメント機能の向上を図りつつ、社会支援としての有効性を検証していく。

(2)科学的根拠に基づく実践が、クライアントのニーズを考慮に入れた治療・介入の選択手順を無視し、その有効性を数字で示すことだけに偏重すれば、治療効果を量的に測定する側面のみが強調されることになる。まずは、クライアントである障害を抱えた非行少年とその家族の支援ニーズを的確に把握することが肝要である。そのために、本人はもとより、障害のある子どもの親の会、特別支援学校において、アンケート調査や半構造化面接を実施する。次に、非行臨床機関、特別支援学校など教育臨床機関のスタッフ、親の会などの社会支援の担い手が、障害特性に即し

た非行問題への対応ができるよう、本人・保護者が役立つガイドブック、専門機関が活用する処遇ハンドブックを作成する。さらに、研究グループによるシステミックな観点を基盤とする多機関連携による臨床実践の集積により、その有効性を質的な事例研究法により明らかにする。また、システム論に基づく援助組織の協働を具現化したものとして、非行臨床に加え、児童精神医学・特別支援教育などの連携すべき専門機関スタッフが参画し、当事者である保護者が悩みを共有できるグループ・セッションを内容とする心理教育的プログラムを試行したい。そして、本プログラムが、保護者から支援ニーズが最も高い、「触法問題に至る前の予防」にも有効であることを実証することを目的とする。

3. 研究の方法

(1)発達障害・精神障害に関わる非行事案の刑事・司法過程の分析に加え、審判後の福祉、精神医療の機関連携の実態をもとに、保護者への支援ニーズを把握する。わが国で展開が可能な形に再編した「マルチシステムセラピー(MST)」「機能的家族療法(FFT)」を翻訳のみならず、その有用性を精査するために実地調査する。さらに研究グループが福島、東京地区で臨床実践を集積する。また、家庭裁判所調査官の経験を活かして、分担研究者は、情状鑑定などの実践活動にFFTのようなシステム思考的なアプローチがどのように活用可能かを、実際例を通して検討する。

(2)これらの実践が単なる試行で終わることのないようアメリカ・カナダでの司法・福祉・教育臨床と医療がシステミックに連携する先進事例を実地調査し、また、クライアントの権利擁護など法律面での検討を踏まえた、非行臨床におけるリスク・マネージメント向上を目的とした総括的な制度設計を提案する。これらが実際に展開されるように、支援者を対象とした触法問題に関わる教育プログラム・講座を開設し、専門機関で活用できる処遇ハンドブックを作成していく。

(3)研究期間中に惹起された東日本大震災・原発事故に関わるリスク・ファミリーへの支援についても、特に障害や問題行動を抱えたハイリスク事案に対して、的確な支援方法を探る実践研究を被災地に住む研究代表者の責務として加える。

4. 研究成果

(1)研究代表者は、2010年6月に開催された日本家族研究・家族療法学会第27回福島大会の大会長を務め、「リスク・ファミリーの臨床」をテーマとして、多くの本研究課題に関連したシンポジウムを企画した。また、分担研究者である廣井亮一・岡本吉生も「家族支援における法と臨床」と題する報告を行った。

さらに、英国の発達障害に取り組む治療・教育施設について、実地調査を計画していたが、3月11日の東日本大震災・原発事故により実施することができなかった。そのため、2011年9月末まで研究期間の延長が認められ、7月16日に福島において「触法問題に関わる発達障害臨床」と題するシンポジウムを開催し、連携研究者である内山登紀夫福島大学教授の研究グループからの実地調査の報告と共に、詳細な我が国での実践事例のマネジメント検討を行った。

これまでの研究成果は、研究代表者・分担研究者が編著者となり、「非行臨床の新潮流」（金剛出版）を刊行し、2011年8月5日～9日の国際犯罪学会第16回世界大会（神戸国際会議場）において、研究グループ全員が参加して、多機関連携による社会内処遇をテーマにしたシンポジウムを研究代表者が企画し、分担研究者が4つの研究報告を行った。

(2) 研究代表者は、欧米で非行臨床において効果が実証されている、多機関連携型の家族介入をベースとした「マルチシステムセラピー（MST）」や合同家族面接を多用する機能的家族療法（FFT）を大学附属の臨床心理・教育相談室やスクールカウンセラーとして学校臨床現場で継続的に実施した。2012年3月には、米国・ニューヨーク市の非行臨床機関において、研究分担者の岡本吉生と共に、家族療法プログラムの運用状況について実地調査した。さらに、2012年9月にドイツ・ベルリンで開催された「国際思春期青年期精神医学・心理学会第8回大会」において、家族支援をテーマに報告を行った。

研究分担者の岡本吉生は、科学的根拠に基づく治療プログラムとして、欧米諸国で急速な勢いで様々な治療施設に導入されているFFTの日本への導入の契機となるよう、同プログラムのテキストの翻訳に研究代表者、家庭裁判所調査官、法務省保護観察官らと着手し、2013年中に刊行予定である。また、障害者自立支援法に基づいて、法に触れた知的障害者の地域での自立を支援するために発足した地域生活定着支援センターの全国セミナーに出席し、福祉の側からみた触法障害者の支援の実情を聴取した。

廣井亮一は、家庭裁判所での実践を踏まえて、今まで積み重ねてきた「司法臨床」の方法-法と心理臨床の協働-をさらに広く展開させるべく、弁護士と臨床心理士の協働に焦点を当てた実践研究を深めた。具体的には、法律家と臨床心理士による実質的な協働体制による、わが国における子どもと家族に対する支援の実情について調査した。臨床心理士を正規のスタッフとして位置づけ、弁護士と協働して、刑事・民事事件、少年・家事事件にアプローチしている法律事務所におけ

る、具体的内容・実績と事例をもとに、法と臨床による問題解決の効用と課題を検討した。また、地方裁判所における裁判員裁判での「情状鑑定」の実践例をもとに、法的枠組みにいかにして心理臨床的枠組みを導入することができるかについて研究を深めた。その結果、当事者主義的司法モデルをベースにした刑事司法への心理臨床的枠組みの導入の困難性が示され、今後、治療的司法モデルを展開させる必要性が明らかになった。

後藤弘子は、アメリカ・カナダ・オーストラリアにおけるMST、FFTなどをどのように非行少年の処遇に応用しているのかについて実地調査を行った。日本においても、2001年以降、非行少年の親に対する働きかけが家庭裁判所、少年院、保護観察所で行われており、非行少年を取り巻く社会環境への介入の必要性は意識されているが、未だ非行少年の意識改革が中心となっている。アメリカでの実践を参考にしながら、親への介入をよりシステムティックに行うプログラムの作成が今後必要となる。また、精神障害と関連性の強い薬物関連の非行に関しては、これらの国では、ドラッグコートを立ち上げ、少年と親に対する教育的介入を実施している。このような司法のあり方は、治療的司法として知られているが、日本においては、裁判所の教育的介入は極めて限定的であり、行政機関である保護観察所の裁量に介入が委ねられている。法制度が異なるため、同じような形でのドラッグコートの導入には更なる検討が必要であるが、保護観察段階でのMST・FFTの理念に沿った家族介入プログラムの開発が重要である。特に、オーストラリアでは、薬物に対して、公衆衛生として対応するという国家戦略のもと、自己使用者については非行をきっかけとした治療が行われている。日本においても、DARCが日本版治療共同体として存在しているが、司法との制度的な連携の効果的な模索と、薬物依存症者というラベルをどう貼っていくのかについての工夫が肝要となる。

(3) 研究代表者は、東日本大震災が非行臨床、特に発達障害・精神障害のある児童・生徒に及ぼす影響について、教員及びスクールカウンセラーの支援を通じて実践研究を行った。この研究成果は、副学会長を務める「日本家族研究・家族療学会」において、被災地におけるリスク・ファミリーの実情について、毎年継続的に報告している。さらに、2012年10月に東京・一橋大学で開催された「日本犯罪学会第39回大会」において、被災地における非行・犯罪リスクをテーマに報告を行った。

分担研究者である岡本吉生は、2012年8月に開催されたアメリカ心理学会に参加し、コンピューターによる事例管理に関する実地

調査を行った。後藤弘子も、2012年11月にアメリカ・シカゴで開催された「アメリカ犯罪学会第68回大会」において、女性薬物乱用者に対する日本のプログラムについて報告した。

研究期間全体の成果は、2013年3月9日に「非行臨床研究会：実証的に支持された家族臨床」を東京・日本女子大学で開催し、研究グループ全員とゲスト報告者：堤和通中央大学教授が参集して、公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計12件)

- ①生島浩、リスク・ファミリーの臨床、家族療法研究、査読有、27巻3号、2010、234-240
- ②廣井亮一、家族臨床における法的介入、家族心理学年報、査読有、28巻、2010、147-159
- ③生島浩、更生保護と社会福祉との連携の意義と課題、犯罪と非行、査読無、167号、2011、26-40
- ④北部大輔・生島浩、少年非行に対する統合的家族支援の一例、福島大学心理臨床研究、査読無、6号、2011、19-28
- ⑤廣井亮一、司法福祉の概念－わが国の家庭裁判所を踏まえて、法と心理、査読有、11巻1号、2011、1-6
- ⑥後藤弘子、非行少年に対する処遇－アメリカの最近の動きと日本への示唆、ケース研究、査読有、2012、3-34
- ⑦生島浩、発達障害にかかわる非行・犯罪、そして家族、家族療法研究、査読有、29巻2号、2012、127-131
- ⑧生島浩、更生保護におけるシステムズ・アプローチの展開、更生保護学研究、査読有、創刊号、2012、96-104
- ⑨岡本吉生、情状鑑定の方法と課題、青少年問題、査読無、59号、2012、18-23

〔学会発表〕(計10件)

- ①岡本吉生、知的障害のある犯罪者の支援：家族、地域、社会の連携から、日本犯罪心理学会第49回大会、2011.8.5、神戸
- ②岡本吉生、Ways and Issues of Risk Assessment for Offenders with Intellectual Disability in Expert Examination Introduction、国際犯罪学会第16回世界大会、2011.8.6、神戸
- ③生島浩・岡本吉生・後藤弘子、Risk management for Juvenile Delinquents with Pervasive Developmental Disorders and Mental Disorders in Practice、国際犯罪学会第16回世界大会、2011.8.9、神戸
- ④生島浩、Psychotherapeutic Rehabilitation Program for Juvenile Delinquent in Japan、国際思春期青年期精神医学心理学会、2011.9.17、ベルリン・ドイツ

ツ

- ⑤生島浩、東日本大震災：今何を考えているのか－福島からの報告、日本家族研究・家族療法学会、2012.6.2、山口
- ⑥廣井亮一、法に関わる家族と子どもの援助をめぐる、日本家族心理学会、2012.7.14、東京
- ⑦生島浩・岡本英生、東日本大震災が犯罪者の立ち直りに与えた影響－更生保護施設の実地調査、日本犯罪社会学会、2012.10.27、東京
- ⑧後藤弘子、Female Drug Offender Program in Japan、68th Annual meeting American Society of Criminology、2012. 11. 16、シカゴ・米国

〔図書〕(計5件)

- ①廣井亮一・中川利彦共編著、金剛出版、子どもと家族の法と臨床、2010、263
- ②生島浩・岡本吉生・廣井亮一、金剛出版、非行臨床の新潮流－リスク・アセスメントと処遇の実際、2011、191
- ③廣井亮一、日本評論社、加害者臨床、2012、252
- ④廣井亮一、金子書房、カウンセラーのための法と臨床、2012、218

6. 研究組織

(1) 研究代表者

生島 浩 (SHOJIMA HIROSHI)
福島大学・人間発達文化学類・教授
研究者番号：80333996

(2) 研究分担者

岡本 吉生 (OKAMOTO YOSHIO)
日本女子大学・家政学部・教授
研究者番号：20315716

廣井 亮一 (HIROI RYOICHI)
立命館大学・文学部・教授
研究者番号：60324985

後藤 弘子
千葉大学・大学院専門法務研究科・教授
研究者番号：70234995

(3) 連携研究者

内山 登紀夫 (UCHIYANMA TOKIO)
福島大学・人間発達文化学類・教授
研究者番号：00316910